

恩納村公立保育所業務用情報端末売買契約書（案）

恩納村長 長浜 善巳（以下「発注者」という。）が業務用情報端末（以下、端末という。）を購入し、代表取締役（以下「受注者」という。）がこれを売却することについて、発注者及び受注者は下記の条項により契約を締結する。

品 名	規 格	数 量
業務用端末・本体カバー	別紙仕様書のとおり	1 5 台

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

（1） 納入期限 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（木）

（2） 納入場所 恩納村役場

（3） 契約金額 ￥

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（4） 契約保証金額 ￥

第 2 条 受注者は、端末を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知し、当該端末の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

2 納入のため持込んだ端末は、発注者の承認を得なければ引き取ることができない。

第 3 条 受注者は、発注者の行う検査に合格した端末でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて受注者の負担とする。

2 受注者は、発注者の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。受注者は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 受注者は、検査の結果、不合格と決定した端末は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに別の端末を納入しなければならない。

2 前項の場合は、発注者は1回に限り相当日数を指定して、別の端末納入又は手直しの期間を認めることができる。この別の端末納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 受注者は納入端末の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補修し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第6条 受注者が、瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。これにより受注者に損害が生ずることとなっても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに端末を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 発注者は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、発注者は受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第9条 受注者は、納入期限までに端末の納入を終了しないときは遅滞日数に応じ未済分の契約代金の額に対し年2.7%に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、受注者が負担するものとする。

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

第12条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 13 条 受注者は、この契約条項のほか、恩納村契約規則（令和 4 年恩納村規則第 8 号）を遵守するものとし、疑義を生じたときは、発注者、受注者で協議するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有するものとする。

令和 ●年●●月●●日

発注者

沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2 4 5 1 番地

恩納村長 長浜 善巳

受注者

恩納村公立保育所業務用情報端末売買契約書

恩 納 村